

◎ 規約

（会員）

第 6 条 本会は、本会の区域内に住所を有し、本会の目的に賛同する世帯をもって会員とする。

【改定の理由】 一時的に居住する世帯を分けることに合理性がないため簡潔にする

（入会及び退会）

第 7 条 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

2 会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。

(1) 第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から退会の届け出があった場合

3 本会を退会した者は、会員として保有していた本会に対するすべての権利を放棄するものとする。

4 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【改定の理由】 入会規定及び入退会の手続きを加える

（役員の仕事）

第 9 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計委員は、本会の会計事務を処理する。

4 監事は、会計及び資産の状況及び業務遂行状況を監査する。

5 班長は、班を代表して会員との連絡調整を行う。

6 壮青年会部長は、壮青年会を統括し、その事業活動を推進する。

7 青少年育成部長は、子どもの保護者を代表して、本会の事業活動を推進する。

8 書記は、議事の記録及び広報活動を行う。

9 役員の仕事の詳細は、細則 3 に定める。

【改定の理由】 規約は簡潔に標記し、細則との整合を図る

（役員を選任）

第 10 条 役員（書記を除く）は会員の中から総会において選任する。

2 会長、副会長、会計委員については、会員の立候補により選任する。

3 立候補がない場合には、細則 5 に定める班の持ち回り分担表に基づき選任する。

4 監事は、役員会の推薦により選任する。監事は、会長、副会長その他の役員と兼務できない。

5 班長は、班内の慣行を考慮し選任する。

6 書記は、会長が選任する。

【改定の理由】 選任順位を整理し、班長の選任方法を加える

（役員の仕事）

第 11 条 役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、班長、壮青年会部長、青少年育成部長はこれに限らない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

4 前任役員は、速やかに後任役員へ事務引継ぎを行わなければならない。

【改定の理由】 事務引継ぎ事項を加える

(顧問)

第11条の2 本会の会務を円滑に行うため顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会に出席し、意見を述べることができる。

3 顧問は、会長が役員会の同意を得て委嘱する。

4 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

【改定の理由】 顧問の位置付けを明確にするため、細則から規約へ移行する

(会議)

第12条 本会に次の会議を設ける。

(1) 総会

(2) 役員会

2 前項の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 出席者数

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

(5) その他必要な事項

【改定の理由】 議事録作成を明文化する

(総会)

第14条 総会は本会会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席したもののみとみなす。議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 総会の議長は、会員の中から選出する。

3 総会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 活動計画及び活動報告に関する事項

(2) 予算及び決算並びに監査に関する事項

(3) 規約の改定に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) その他本会の運営上特に重要な事項

【改定の理由】 出席者、議決者を会員のみとして整理する

(役員会)

第15条 役員会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決された事項の執行に関する事項

(3) 本会の活動を円滑に行うための必要な事項

【改定の理由】 審議事項を簡潔に整理する

(役員会の運営)

第16条 役員会は、第8条に定める監事を除く役員をもって組織する。

2 役員会の議長は、会長とする。

3 役員会の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4 会長は、本会運営に必要と認める者を出席させることができる。

【改定の理由】 議決権保有者を明確にする

(会費)

第18条 本会の会費は世帯単位とし、その額は次のとおりとする。

(1) 一会員年額 1,800円

(2) 年度途中の入会会員は、月額 150 円×加入月数

2 会費は、現金にて一括納付する。

3 納付された会費は返還しないものとする。

【改定の理由】 会費の額を細則から規約へ移行する

(経費の支弁)

第 19 条 本会の活動に必要な経費は、本会の資産をもって支弁する。

(役員手当)

第 19 条の 2 本会の役員に手当を支給する。手当の額は細則 2 に定める。

(部会活動費)

第 19 条の 3 壮青年会及び青少年育成部に活動費を支給する。活動費の額は細則 2 に定める。

【改定の理由】 支弁、支給条文を整理する（第 19 条、第 19 条の 2、第 19 条の 3）

(細則)

第 23 条 本会の運営に関しこの規約に定めるもののほかに必要と認められる事項は、役員会の議決を経て細則として定めることができる。

2 会長は、前項において定められた細則を、速やかに会員へ通知しなければならない。

【改定の理由】 細則の設定は役員会の権限決定事項として整理する

## ◎ 細則

### 細則 1 : 道路・河川の維持作業に関する細則

1 実施回数 年度中 3 回以内

2 実施時期 6 月、9 月、12 月

3 作業時間 2 時間又は 4 時間

4 本作業は、本会加入全世帯がその労務を提供して、地区内の環境を整備する重要な活動の一つである。全会員の参加が求められるため作業に参加しない会員には不足代としての寄附を依頼する。その取り扱いについては、従来行われていた本会の慣行を考慮して毎年度役員会において決定することとする。

なお、病気等真にやむを得ない理由により参加できない場合には、事前に班長へ連絡することとする。

【改定の理由】 会費の額を規約へ移行し、従前の(4)を整理したため

### 細則 2 経費の支弁等

1 規約第 19 条に規定する本会の活動に必要な経費は、役員会において活動計画に基づき項目ごとに予算案を作成する。

2 規約第 19 条の 2 に規定する役員手当は次のとおりとする。

- |              |    |              |
|--------------|----|--------------|
| (1) 会長       | 年額 | 50,000 円     |
| (2) 副会長一人当たり | 年額 | 20,000 円     |
| (3) 会計委員     | 年額 | 10,000 円     |
| (4) 監事一人当たり  | 年額 | 2,000 円      |
| (5) 班長一人当たり  | 年額 | 600 円×各班の会員数 |
| (6) 書記       | 年額 | 10,000 円     |

この手当は、高屋西小学校区住民自治協議会から配分される広報配布報償費一戸当たり 1,000 円に自治会加入世帯を乗じた金額と、自治会非加入世帯数に一戸当たり 400 円を

乗じた金額の合計額が基本になっている。

3 規約第 19 条の 3 に規定する部会活動費は次のとおりとする。

○壮青年会

細則 3 第 6 項に記載された事業に対し、1 事業当たり 30,000 円以内で予算に定める額

○青少年育成部

細則 3 第 8 項に記載された事業に対し、1 事業当たり 30,000 円以内で予算に定める額  
従前の第 2 項(上記の役員手当及び部会活動費の金額改定は、総会の承認を得なければならない)は削除する。

【改定の理由】 規約第 19 条、第 19 条の 2、第 19 条の 3 を受けた細則とするため  
従前の第 1 項(ウ) (募金・寄附金に対する支弁の金額は、従来から行われていた本会の慣行を考慮して、役員会が定めるものとする。)は削除する。

【改定の理由】 平成 29 年度総会において本会業務から外したため

細則 3 組織と役割

規約第 9 条第 9 項の規定による役員役割は次のとおりとする。

1 会長は、他の役員と緊密な話し合いのうえ、全体の融和を図りながら次の役割を担うものとする。

(ア)～(ケ) 現行どおり

(コ) 削除 (会長は、必要と認められる場合、顧問を置くことができる。)

【改定の理由】 顧問に関する事項は、規約第 11 条の 2 へ移行したため

2 副会長は、本会の会務のうち特に次の役割を協力して行うこととする。

(ア)～(ウ) 現行どおり

削除 (副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。)

【改定の理由】 規約第 9 条に記載されているため

3 班長は、本会の会務のうち次の役割を担う。

(ア) 班長は、班をまとめ、班を代表して会務を遂行する。

削除 (班内の慣行を考慮して選出された各班)

(イ) 現行どおり

(ウ) 会費の集金を行い、それをまとめて期日までに会計委員に納入する。

(エ) 現行どおり

【改定の理由】 選任方法は規約第 18 条に記載及び文言を整理するため

4～9 現行どおり

10 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。また、ホームページの作成・運営等により本会の広報活動を行う。

【改定の理由】 書記の詳細な役割を追加するため

従前の第 10 項(上記の細則 3 組織と役割の改定は、総会の承認を得なければならない)は削除する。

【改定の理由】 規約第 9 条を受けた細則とするため

なお、改定素案に対する意見公募を会員各位に行ったところ

「顧問に手当を支給してもよいのではないか」とのご意見をいただきました。

11 月の役員会で協議・検討した結果、

- ・今回の規約見直しの目的とは異なること
- ・顧問は役員ではないこと(置くことができる規定である)
- ・顧問は役員会で議決権を持たない(意見を述べるることができる規定である)こと
- ・今年度 6 月以降の役員会への出席がないこと

等により顧問への手当支給については今回の規約見直しに含めないことにしました。